

# ○特別養護老人ホーム士別コスモス苑運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、士別市が開設し、士別市から士別市特別養護老人ホーム条例に基づいて指定管理者の指定を受けた社会福祉法人三愛会が運営する特別養護老人ホーム士別コスモス苑（以下「事業所」という。）が行う、指定介護老人福祉施設事業及び指定短期入所生活介護事業並びに指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、事業所に配置する職員が、要支援又は要介護状態等にある高齢者に対し、適正な施設入所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 事業の実施にあたっては、要支援又は要介護状態等の心身の特徴をふまえ、入所者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入所者の心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、各関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム士別コスモス苑
- (2) 所在地 士別市東9条2丁目2番地

## (職員の職種及び員数)

第4条 事業所に配置する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1人
- (2) 医師 1人（嘱託）
- (3) 生活相談員 2人
- (4) 介護支援専門員 2人（兼務）
- (5) 介護職員 24人（常勤換算）以上
- (6) 看護職員 3人（常勤換算）以上
- (7) 機能訓練指導員 1人（兼務）
- (8) 管理栄養士 1人
- (9) 栄養士 1人
- (10) 調理職員 7人以上

2 前項に定める職員のほか、事業所の実情に応じてその他の職員を配置することができる。

(職員の職務内容)

第5条 事業所に従事する職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、事業所運営に必要な業務を統括管理し、職員の指導監督を行う。
- (2) 医師は、入所者の診療、健康管理及び療養上の保健衛生指導を行う。
- (3) 生活相談員は、入所者及び家族の相談や介護計画に基づくサービスの調整を行う。
- (4) 介護支援専門員は、入所者に対しサービスの目標及び内容などを記載した施設入所介護計画及び短期入所生活介護計画並びに介護予防短期入所生活介護計画の作成を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の日常生活の介護、指導、相談、援助等を行う。
- (6) 看護職員は、入所者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員は、入所者の機能訓練に関すること及びそれに関する介護職員への指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、入所者の栄養ケア計画の作成を含めた栄養指導を行う。
- (9) 栄養士は、献立の作成、給食材料の購入、療養食の提供、栄養量計算、調理員への指導等の給食業務全般及び入所者の栄養指導を行う。
- (10) 調理職員は、栄養士が作成した献立に基づき、利用者の食事を作成、配膳などを行い、厨房の衛生管理業務を行う。

(入所定員)

第6条 事業所の入所定員は、次のとおりとする。

- (1) 施設入所介護 70人
- (2) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 10人

(介護の内容)

第7条 施設入所介護及び短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の介護
  - ア 排泄の介護
  - イ 移動の介護
  - ウ その他必要な身体の介護
- (2) 入浴の介護
  - ア 一般浴槽による介護
  - イ 特殊浴槽による介護
- (3) 食事の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 送迎
- (6) 相談及び助言

(利用料等)

第8条 施設入所介護及び短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設及び短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額の支払いを受けるものとする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額については入所者から徴収するものとする。

(1) 食費及び居住費、滞在費

(2) 理美容台

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設入所介護及び短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても必要なもので入所者が負担することが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、事前に入所者又は家族に対して必要な資料を提示し、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所は、現に施設入所介護及び短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し適切な措置を行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害時に適切に対応するため、具体的な計画を立てるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施するものとする。

(個人情報等の保護)

第11条 事業所及びその職員は、職務上知り得た入所者又はその家族に関する秘密及び個人情報を、第三者に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

2 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(職員の質の確保)

第12条 事業所は、職員の資質の向上を図るため、随時各種研修会への参加の機会を設けるものとする。

(地域との連携)

第13条 事業所は、施設の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、施設の管理運営に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年10月1日から一部変更して施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部変更して施行する。

この規程は、平成27年8月1日から一部変更して施行する。